

# 水道料金あれこれ

水道料金は、2か月に1度検針を行い、下水道使用料と合わせてお支払いいただいています。また、検針の際に「水道・下水道使用水量等のお知らせ」をポストに投函し、水道料金・下水道使用料をお知らせしています。

## 個人福祉減免制度

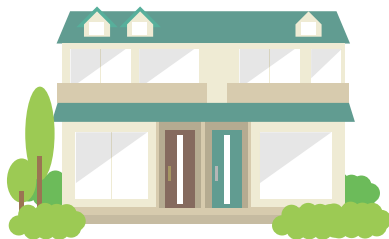
同居するご家族の中に次の方がいらっしゃる場合、お客さまからの申請により水道料金・下水道使用料の基本料金相当額を減免することができる制度です。

- (1) 身体障害者(1級または2級)
- (2) 知的障害者(知能指数35以下)
- (3) 精神障害者(1級)
- (4) 重複障害者(身体障害3級、知能指数75以下、精神障害2級のうち2つ以上に該当する方。2人で要件を満たす場合も含まれます)
- (5) ひとり親家庭等医療費助成世帯
- (6) 要介護4または5
- (7) 特別児童扶養手当受給世帯
- (8) 生活保護を受けているひとり親世帯

**ご注意** 市内・区内の転居でも、住所が変わった場合はあらためて申請する必要があります。

## 基本料金の適用制度

1個のメーターを2世帯以上で使用している場合、お客さまからの申請により、1世帯ごとに基本料金を適用して水道料金を算定する制度です。



**ご注意** この制度を適用すると水道料金が安くなる場合があります(水量によっては逆に割高になる場合もあります)。

## そのほかの減免、減額制度

水道局による工事や漏水などが原因で、蛇口から濁り水が出た場合や水害、漏水で使用水量が増えた場合、減免や料金の一部を減額できる場合があります。

**手続きについては** 水道局お客さまサービスセンターへご連絡ください。

# 災害に強いライフラインを目指して

古くなった水道管(老朽管)は、破裂して漏水が発生したり、大規模地震で水道管の継ぎ目が外れたりする恐れがあります。



▲地震で継ぎ目が外れた水道管(宮城県企業局提供)

## ちなみに

市内の水道管は、約9,300km\*あり、これは、地球4分の1周と同じくらいの距離です。水道局では、この長さの水道管を日々維持管理しています。

地球約4分の1周



\*令和2年度時点

水道局では、大規模地震が発生した際の水道管の被害を少しでも減らせるよう、老朽管を新しい水道管に取り替える工事を昭和44年度から行っています。昭和56年度から地震に強い水道管(耐震管)の使用を始め、平成18年度からは全ての取り替え工事で耐震管を使用しています。

安全な水を安定して皆さまにお届けできるよう、年間でおおよそ110kmの老朽管を取り替えることを目標としています。管の布設年度・材質・埋設状況などを総合的に考え、優先順位を付けて計画的に工事を実施し、災害に強い水道の整備を進めています。

## Q.「地震に強い水道管」は、本当に地震に強いのか?

A.過去の大地震での被害は **ゼロ**!

これまでの大地震では、耐震管の被害は報告されていません。

平成7年の阪神・淡路大震災(最大震度7)や平成23年の東日本大震災(最大震度7)の被災地においても、耐震管の被害はゼロでした。



▲東日本大震災の津波にも耐えた耐震管(仙台市水道局提供)